

令和8(2026)年3月31日から届出制度が始まります

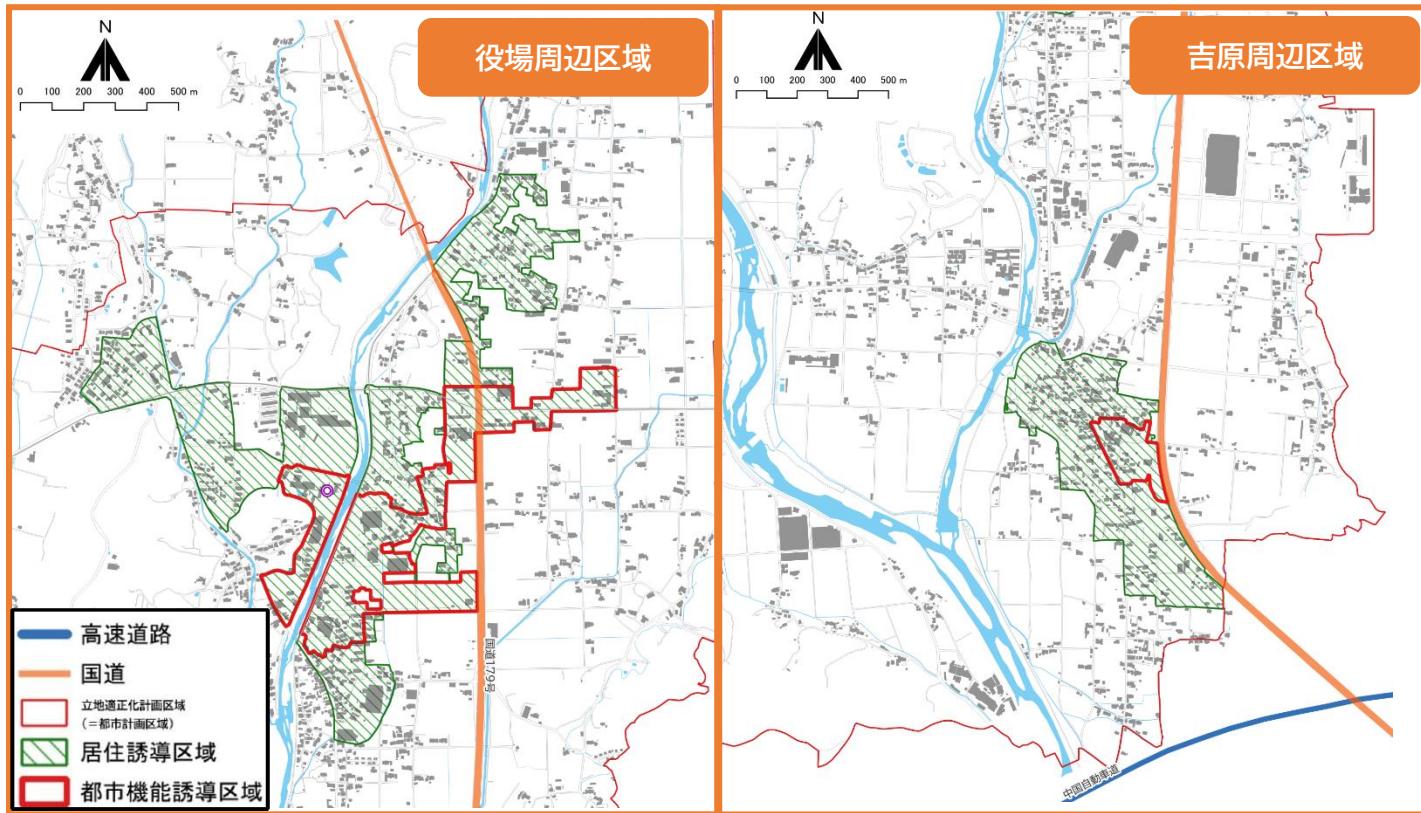
鏡野町立地適正化計画に係る 届出制度のお知らせ

現在、我が国では、多くの自治体が人口の急激な減少と高齢化、厳しい財政状況等、共通の課題を抱えています。

本町においても例外ではなく、これらの課題に対応し、将来にわたり効率的かつ持続可能なまちづくりを進めんべく、都市再生特別措置法に基づき、居住誘導区域や都市機能誘導区域等を定める『立地適正化計画』を策定し、令和8年3月31日に公表・運用を開始する予定です。

計画の公表・運用に伴い、誘導区域外における一定規模以上の開発や建築行為等を行う場合には、**行為着手の30日前までの届出が必要**となります。

●都市機能誘導区域・居住誘導区域



●都市機能誘導施設

役場等	こども家庭センター	子育て支援センター	中規模商業施設 (店舗面積 1,000 m ² 以上)	図書館
食品スーパー (店舗面積 250 m ² 以上)	商業施設 (商業機能を有する施設、飲食店等)	病院	信用金庫	博物館

●届出対象行為

①居住誘導区域外における一定以上の開発・建築行為

【開発行為(様式1、3)】

- ◆3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
- ◆1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの

□3戸以上の住宅の建築目的の開発行為
例:3戸の開発行為



届出必要

□1戸又は2戸の住宅の建築目的の開発行為で、その規模が1,000m²以上のもの
例:1,300m²で1戸の開発行為



届出必要

□3戸以上の住宅を新築しようとする場合
例:3戸の建築行為



届出必要

例:1戸の建築行為



届出不要

【建築等行為(様式2、3)】

- ◆3戸以上の住宅を新築しようとする場合
- ◆建築物を改築し、又は建築物の用途を変更して3戸以上の住宅とする場合

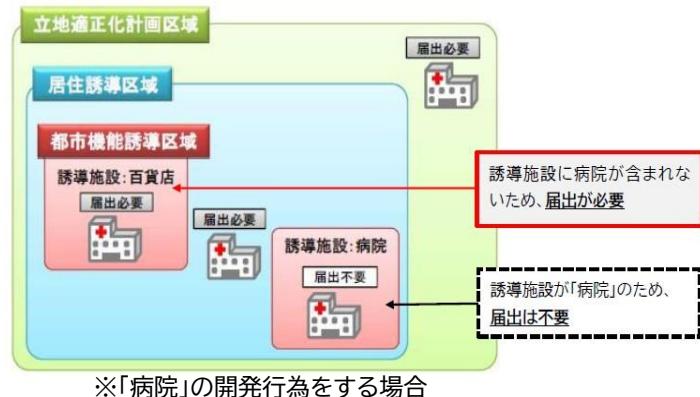
②都市機能誘導区域外における都市機能誘導施設の開発・建築行為

【開発行為(様式4、6)】

- ◆都市機能誘導施設を有する建築物の建築目的の開発を行おうとする場合

【建築等行為(様式5、6)】

- ◆都市機能誘導施設を有する建築物を新築しようとする場合
- ◆建築物を改築し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合
- ◆建築物の用途を変更し、都市機能誘導施設を有する建築物とする場合



③都市機能誘導区域内における都市機能誘導施設の休止・廃止

【休止・廃止(様式7)】

④届出の取下

【取下(様式8)】

留意事項

届出に係る開発行為、建築等行為、休止・廃止が、「鏡野町立地適正化計画」の実現に支障があると認められる場合は、都市再生特別措置法に基づき、勧告や助言などの必要な措置を行うことがあります。

届出をしないで、又は虚偽の届出をして、届出の必要な行為を行った場合、都市再生特別措置法第130条に基づき、30万円以下の罰金に処される場合があります。

届出に関する規定は宅地建物取引業法第35条に基づく重要事項説明の対象となります。

鏡野町 まちづくり課

〒708-0392 岡山県苫田郡鏡野町竹田 660

TEL:0868-54-2982

FAX:0868-54-2988